

R8 幌延深地層研究計画に係る環境調査

仕 様 書

目 次

1. 件名	1
2. 目的及び概要	1
3. 調査対象	1
4. 契約期間・納期	1
5. 作業内容	1
6. 支給物品・貸与品	4
7. 提出図書	4
8. 検収条件	5
9. 適用法規、規格等	5
10. 特記事項	5
11. グリーン購入法の推進	6
12. 成果品の取り扱い	6
13. 品質保証	6
14. 安全管理	6
15. 疑義、矛盾	7

1. 件名

R8 幌延深地層研究計画に係る環境調査

2. 目的及び概要

幌延深地層研究計画における調査研究や施設の建設に関わる開発規模は、環境影響評価法および北海道環境影響評価条例の対象規模より小さいが、本計画では、以下に示す事項を背景に、自主的に環境モニタリング調査を実施している。よって、受注者は、これを十分に把握した上で業務を遂行しなければならない。

- ・ 昨今の環境保全を重要視する社会情勢
- ・ 地域との共存への配慮
- ・ 本計画に対する社会的な関心の高さ

本業務は、研究所設置地区周辺を対象とした環境モニタリング調査を行い、環境への影響を未然に防ぐことを目的としている。

3. 調査対象

幌延深地層研究センター 周辺

4. 契約期間・納期

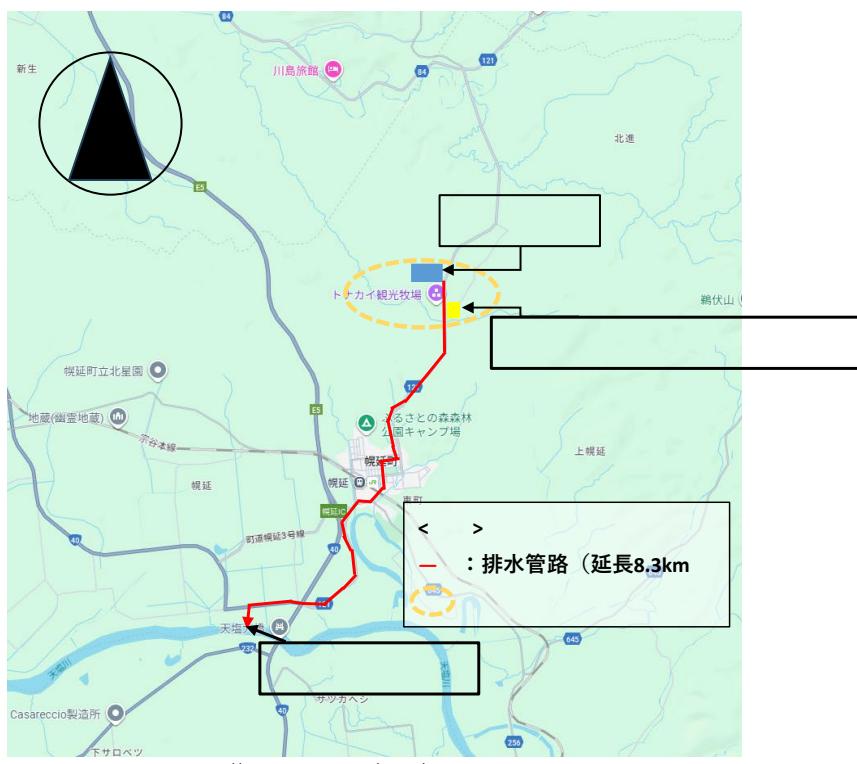
契約期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

納期：令和9年3月31日

5. 作業内容

5.1 調査位置

調査対象位置を図-1に示す。



<https://www.google.co.jp/maps/>

図-1 調査対象位置

5.2 作業項目

- (1) 実施計画の策定
- (2) モニタリング調査
- (3) 報告書作成
- (4) 打合せ

5.3 業務内容

- (1) 実施計画の策定

本業務に先立ち、以下に示す内容を記載した「実施計画書」を機構に提出すること。

- 1) 業務概要
- 2) 全体工程表
- 3) 組織表（技術者名簿、業務経歴等を含む）
- 4) 調査・分析方法
- 5) 緊急時の体制および対応
- 6) その他仕様書に記載している事項や受注者が必要とする事項

- (2) モニタリング調査

- 1) 現地調査日

現地調査は、各調査とも過年度の調査時期を考慮し、機構と協議の上、調査日を設定すること。

- 2) 調査内容

- ①水質

調査地点：天塩川水系下エベコロベツ川支流清水川、4 地点。(別図-1 参照)

調査方法：「水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)」に基づく測定方法に準拠する。

調査項目：表-1 に示すとおりとする。

調査時期：春季(6 月上旬)、夏季(9 月上旬)、秋季(11 月上旬)、冬季(2 月上旬)。

表-1 水質調査項目及び方法

調査項目	単位	調査方法
水素イオン濃度 (pH)	-	JIS K 0102
浮遊物質量 (SS)	mg/L	JIS K 0102
溶存酸素 (DO)	mg/L	JIS K 0102
大腸菌数	CFU/100mL	昭和 46 年環境省告示第 59 号
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	JIS K 0102
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	JIS K 0102
全窒素 (T-N)	mg/L	JIS K 0102
全リン (T-P)	mg/L	JIS K 0102

②魚類

- ・魚類のモニタリング調査内容を表-2に、モニタリング調査範囲を別図-2に示す。
- ・調査区間(St. 1、St. 2、St. 3)延長約2.7kmについて、各区間3人1組で3時間を目安で全区間を踏査し、採捕により魚類の生息状況を把握すること。
- ・調査箇所の状況に応じて適宜、投網、電気ショッカー及びさで網により魚類を捕獲すること。捕獲した魚類は、麻酔をかけてから調査区間にごとに種の同定、個体数、魚体測定(体長、体重)等を記録し、写真撮影を行い、その後、速やかに覚醒させてから元の生息箇所に放流すること。
- ・採捕魚類は種の同定のためのサンプルを除き、すべて還元放流すること。
- ・希少な魚介類を捕獲した場合は、それらの捕獲位置、個体数や写真撮影等の記録を行うこと。
- ・調査にあたっては、北海道の魚類特別採捕許可を事前に得たうえで行うこと。

表-2 魚類のモニタリング調査内容

調査項目	調査場所	調査方法	調査時期
魚類	3区間 (約2.7km)	目視観察 採捕調査	3回：春季(6月上旬)、夏季(9月上旬)、秋季(10月上旬)

③地下水

- ・地下水調査内容を表-3に、地下水調査位置を別図-3に示す。
- ・調査地周辺の地下水位の変動を把握するために、地下水位観測孔を設け、水位計を孔内に設置して地下水位を1回/時間の頻度で自動観測しているが、機構が貸与する機器を使用して観測データを回収し、データの整理を行うこと。

表-3 調査内容

調査項目	調査場所	調査方法	調査時期
地下水調査	5地点	データ回収、整理	2回：春季(6月上旬)、秋季(10月上旬)

3) 現地での対応

調査を現地で行っている際に問題が生じた場合は、速やかに機構に連絡を行い、その後の対応についての協議を行うこと。

(3) 報告書作成

報告書は、調査結果および過年度までの経年変化などを記載したものとする。なお、報告書の構成および内容については、機構と協議をしたうえで決定するものとし、報告書の体裁は、過年度の調査報告書に準じること。

(4) 打合せ

機構との打合せは、以下に示す5回を予定しており、打合せの日時・場所については、機構と協議をしたうえで決定すること。

なお、打合せの内容については、その都度議事録を作成し、速やかに提出すること。

- ・初回打合せ：実施計画書の説明
- ・中間打合せ：春季調査の中間報告
- ・"："夏季調査の中間報告
- ・"："秋季調査の中間報告

- ・ 最終打合せ：最終報告

また、上記以外に学識者との打合せを魚類関係、及び水質関係でそれぞれ2回の合計4回予定している。打合せの日時・場所については、学識者や機構と協議をしたうえで決定すること。

なお、打合せの内容については、その都度議事録を作成し、速やかに提出すること。

- ・ 初回打合せ：実施計画書の説明
- ・ 最終打合せ：報告書の説明

6. 支給物品・貸与品

(1) 支給物品：

- 1) なし

(2) 貸与品：

- 1) 「幌延深地層研究計画に係る環境調査（平成14年度） 報告書」
- 2) 「幌延深地層研究計画に係る環境調査（平成15年度） 報告書」
- 3) 「幌延深地層研究計画に係る環境調査（平成16年度） 報告書」
- 4) 「幌延深地層研究計画に係る環境調査（平成17年度） 報告書」
- 5) 「幌延深地層研究計画に係る環境調査（平成18年度） 報告書」
- 6) 「幌延深地層研究計画に係る環境調査（平成19年度） 報告書」
- 7) 「幌延深地層研究計画に係る環境調査（平成20年度） 報告書」
- 8) 「21幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 9) 「22幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 10) 「23幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 11) 「24幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 12) 「25幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 13) 「26幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 14) 「27幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 15) 「28幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 16) 「29幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 17) 「30幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 18) 「31幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 19) 「2020幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 20) 「R3幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 21) 「R4幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 22) 「R5幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 23) 「R6幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 24) 「R7幌延深地層研究計画に係る環境調査 報告書」
- 25) 地下水位データ回収用附属機器：一式
- 26) その他、機構が所有している関係資料のうち、機構が必要と認めたものを貸与する。貸与物件については、業務終了後速やかに機構に返却すること。

7. 提出図書

提出図書は表-4に示すとおりとする。業務内容および作業内容に変更が生じた場合には、実施計画書および安全管理関係書類を変更し、提出しなければならない。なお、提出書類の作成にあたっては、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の使用に努めること。

提出書類は幌延深地層研究センター保安・建設課に提出すること。

表-4 提出図書一覧表

種類	提出期限	部数	備考
着手届	契約後 7 営業日以内	1	
実施計画書 ^{*1}	契約後 14 営業日以内	2	
安全管理関係書類	契約後速やかに	1	指定する様式
分析結果	分析速報値：当該月 20 日まで 計量証明書：当該月末日まで	1	
打合せ議事録 ^{*1}	打合わせ後速やかに	2	指定する様式
作業日報・作業員名簿	調査後速やかに	1	
作業予定表・作業員名簿	調査前日まで	1	
報告書	完了時	2	
報告書の電子データ ^{*2}	完了時	2	
委任又は下請負の承認について	着手 7 営業日前 (協力業者がある場合)	1	指定する様式
完了届	完了時	1	
納品・検査・請求書	完了時	1	指定する様式
その他機構の指示によるもの	その都度	必要部数	

*1 : 受注者控えを含む。

*2 : オリジナルデータと PDF データを提出し、オリジナルデータのデータ形式や提出する電子媒体などについては、機構と協議をして決定すること。

8. 検収条件

- (1) 「7. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認められた時を以て、業務完了とする。
支払いについては、検収後一括払いとする。
- (2) 検査員及び監督員は次のとおりとする。
 - ①検査員
一般検査 帆延深地層研究センター 管財担当課長
 - ②監督員
帆延深地層研究センター 保安・建設課員

9. 適用法規、規格等

本業務の実施にあたっては、以下に示す法規等に適合するものとし、以下に示す法規等以外であっても、必要な法規等については全て適合すること。

- 1) 日本産業規格 (JIS)
- 2) 機構規程・基準類
- 3) その他、関連法規・基準・協定等

10. 特記事項

- (1) 受注者の責任
 - 1) 受注者は、本業務に関連して発生する問題に対して全責任を負い、機構の意図

- に合致した成果品を定められた期間内に機構に引き渡すこと。
- 2) 機構が、業務内容の変更等について受注者に要求または提案した事項に対して、受注者が同意した場合は、それによって生じる責任は原則として受注者が負うものとする。
 - 3) 受注者が使用する下請会社が負うべき責任であっても、機構に対しての責任は受注者にある。
- (2) 受注者の義務
- 1) 適正な業務計画を立案し、これを遂行すること。
 - 2) 仕様書の内容および機構との協議に基づいて、誠実に対処すること。
 - 3) 常に最良・最新の技術慣行を考慮して業務を遂行すること。
 - 4) 常に安全衛生に留意し、事故および災害の防止に努めること。
 - 5) 常に地域との共生を心掛け、かつ環境保全に努めること。
 - 6) 本業務範囲の各項目について技術上および工程上の調整が発生した場合や疑義が生じた場合は、機構と協議をしたうえで決定すること。
 - 7) 機構が本業務内容の監理のために、受注者ならびに下請会社等の事務所に立ち入ることを要請した場合は、これに応じること。
- (3) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (5) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

12. 成果品の取り扱い

- (1) 受注者から納入された成果品の著作権、その他技術情報に関する権利は、機構に帰属する。
- (2) 受注者は、貸与物件・納入物件およびそれらに関連して発生した情報について、機構の許可なく第三者への開示、公開および発表をしてはならない。

13. 品質保証

受注者は、本契約範囲内における検討結果およびこれに関する必要な業務に対し、受注者の責任において的確な品質保証活動を実施すること。

14. 安全管理

受注者は、本契約範囲内における現場作業に関し、機構の安全教育を受講するととも

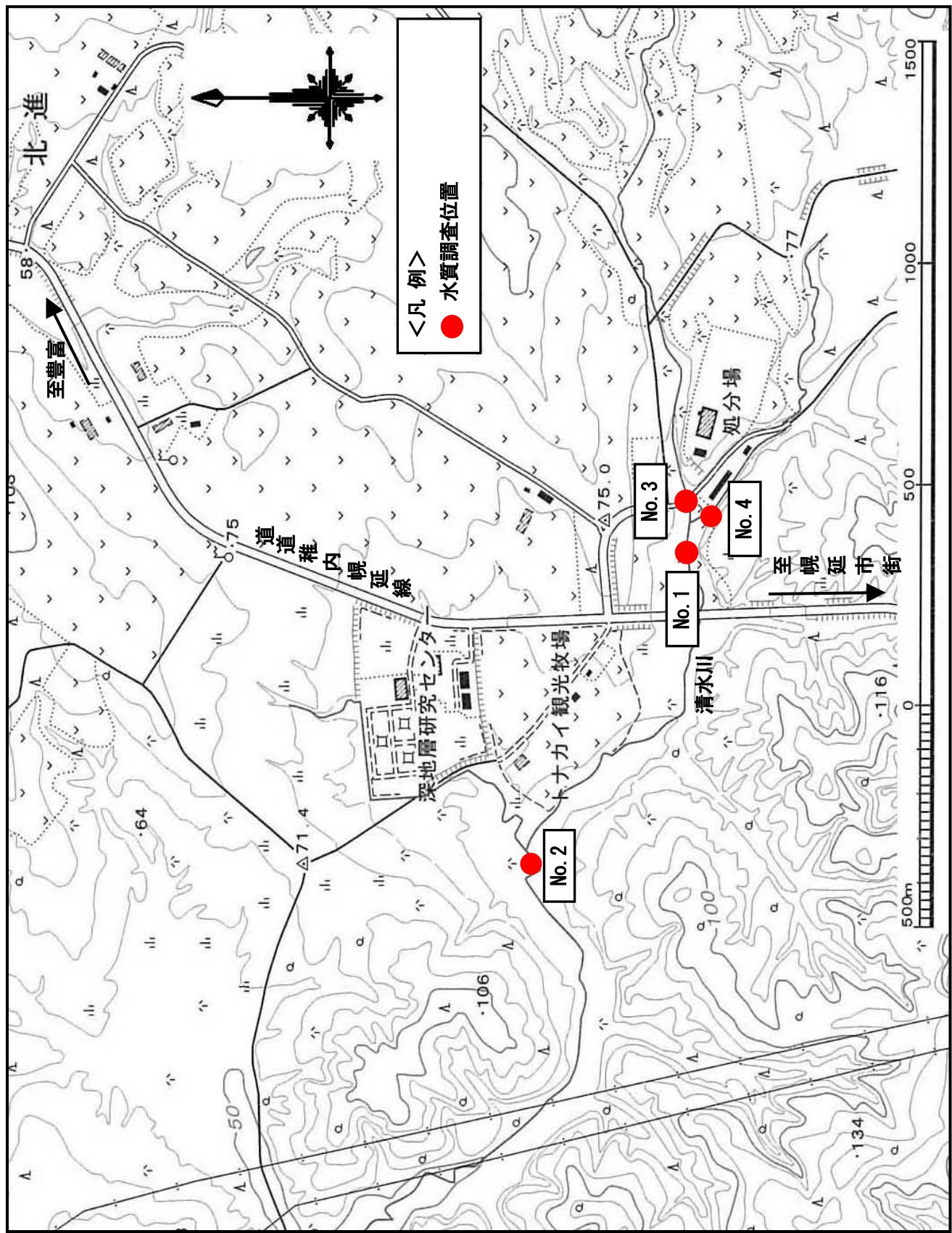
に、作業計画書等の安全管理関係書類を提出し機構側の承認を受けること。また、作業にあたっては関係する各種法令及び機構が定める安全関係規則等を遵守するとともに、リスクアセスメント結果に基づく安全対策等を確實に実施する等、安全最優先の作業に心掛け、事故の未然防止に努めること。

なお、万一負傷災害等の事故が発生した場合は、直ちに人命救助等の必要な応急処置等を行うとともに機構の指示する緊急連絡先に通報し、その指示に従うこと。

幌延センター共通管理基準等「作業の安全管理に係る手続きについて」に従い、作業における安全を確保すること。

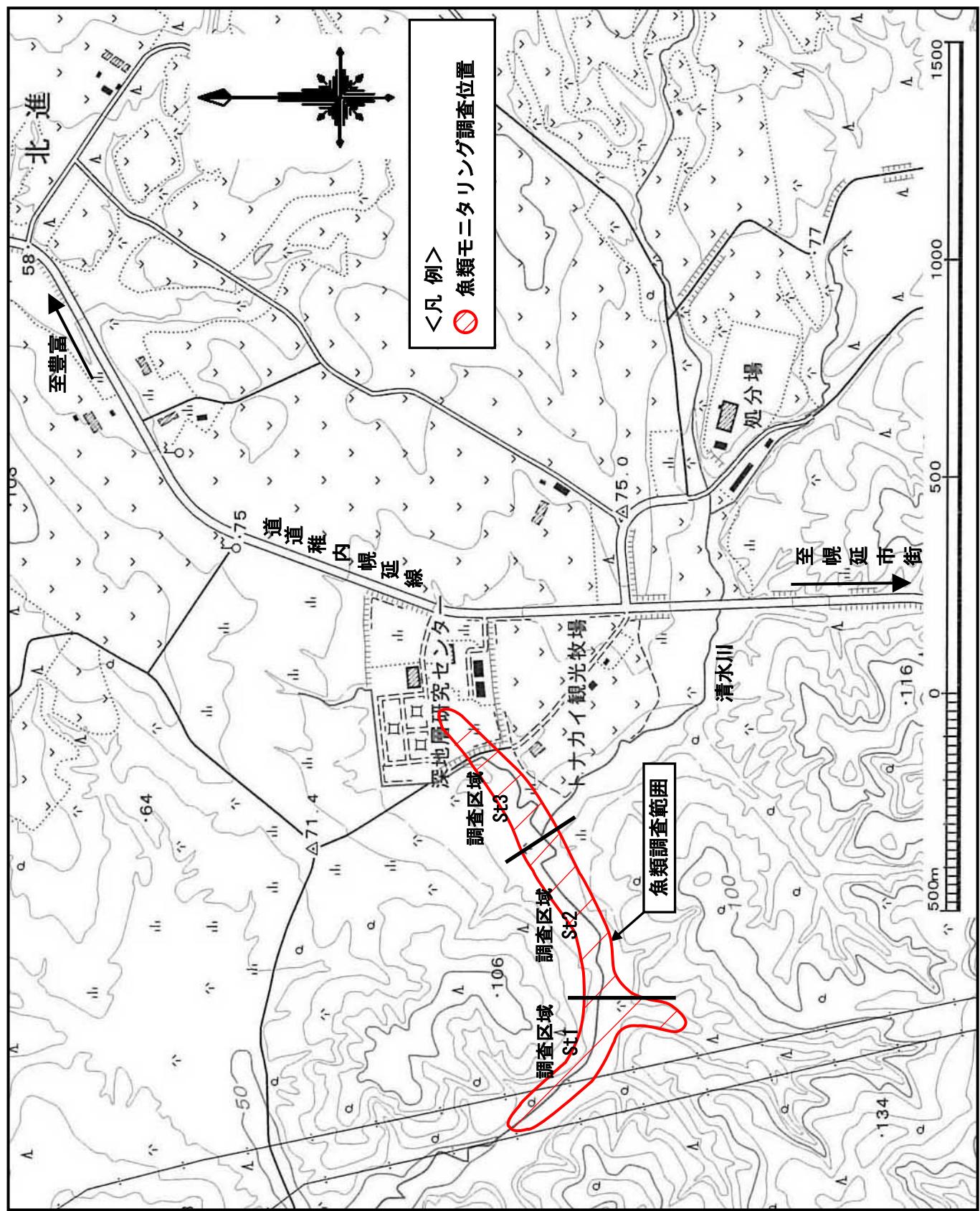
15. 疑義、矛盾

本仕様書に疑義あるいは相互矛盾等がある場合は、速やかに機構と協議を行い、決定事項に基づいて業務を実施すること。

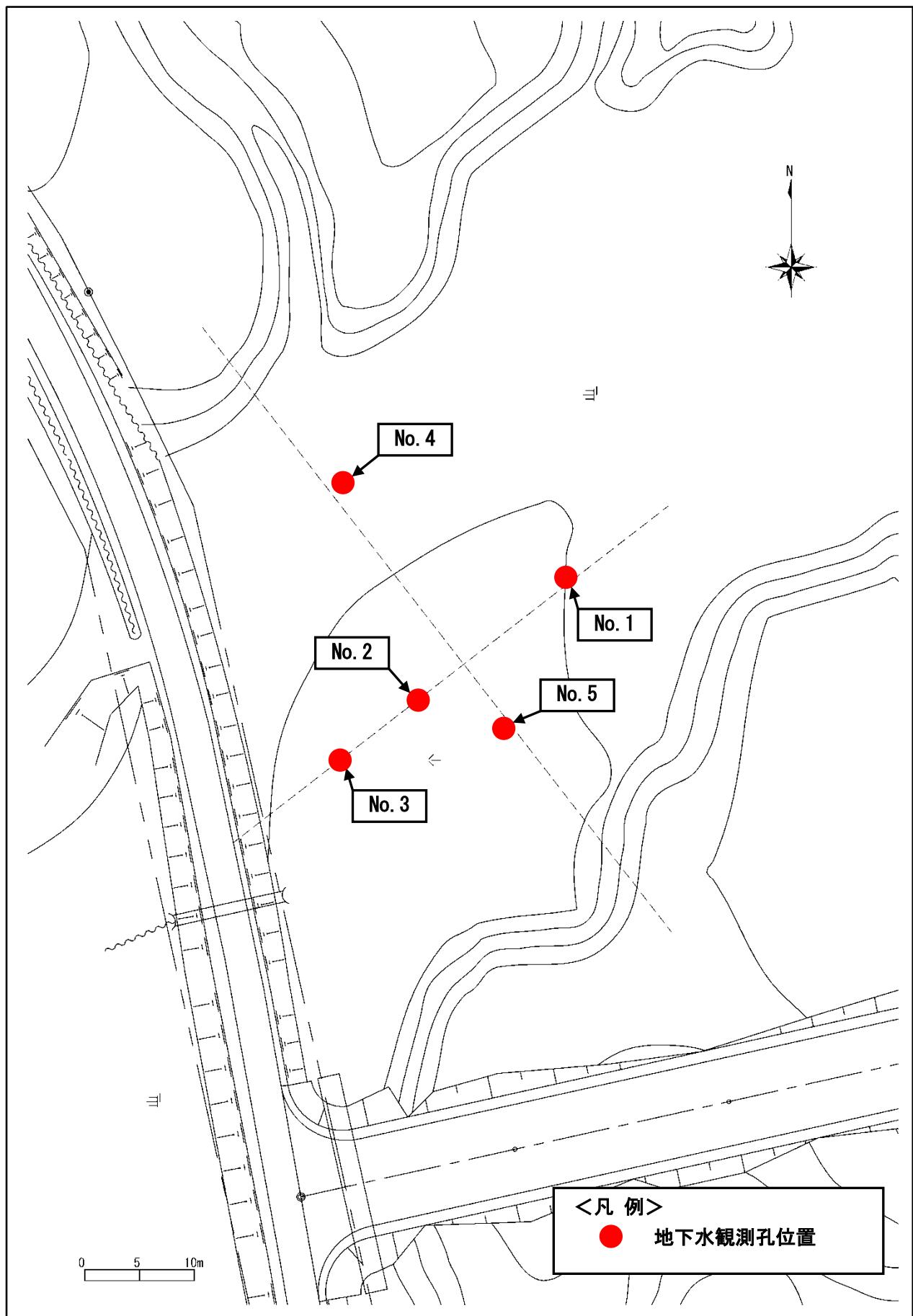


別図-1 水質調査位置図

* 國土地理院発行二万五千分の一地形図（幌延）に加筆



別図-2 魚類調査位置図



別図-3 地下水調査位置図